

公募要領より抜粋

2019年度 学校図書館ガイドラインを踏まえた学校図書館の利活用に係る調査研究

1. 事業の趣旨

学校図書館は、学校図書館法において、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備であるとされている。

文部科学省では、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方等について検討するため、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、2016年（平成28年）10月に取りまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」を踏まえ、2016年（平成28年）11月に学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」を策定したところである。

しかしながら、学校図書館の利活用の状況は、日常的に学校図書館を活用している学校や地域もある一方で、学校図書館の活用が十分でない学校や地域もあるなど、学校間、地域間の格差が大きいことが課題となっている。

さらに、学校が抱える課題は多様化・複雑化しており、時代の要請に伴う教育活動の高度化や、不登校、暴力行為など生徒指導上の問題の増加など、様々な課題が指摘されているところである。

このような状況を踏まえ、学校図書館の利活用を一層広げる観点から、学校図書館の活用が十分でない学校における学校図書館の活性化や、学校が抱える課題の改善に効果的な学校図書館の利活用に資する方策を検討する際に参考となる取組事例や、学校図書館を利活用したことによって改善されたことを示す様々なデータ（不登校児童生徒数や暴力行為の発生件数の推移等）を得るため、学校図書館ガイドラインを踏まえた学校図書館の利活用に係る調査研究を行う。

また、日常的に学校図書館を活用している学校における学校図書館ガイドラインを踏まえた先進的な取組についての調査研究も併せて行う。

なお、2019年度予算成立後に直ちに事業を開始していただけるよう、本予算成立前に始める公募であることから、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始することができないことに御留意いただきたい。

2. 事業の委託先

原則として都道府県・政令指定都市・市区町村教育委員会、附属学校を設置する国立大学法人もしくは公立大学法人又は私立学校を設置する学校法人に委託する（以下、教育委員会等という）。ただし、下記5. に示す事業の内容のうち（2）の学校図書館総合推進地域事業については、国立大学法人、公立大学法人及び学校法人は委託の対象外とする。また、市区町村教育委員会に委託する際には、当該市区町村教育委員会が域内

公募要領より抜粋

の都道府県教育委員会と申請内容について調整を行っていることを条件とする。

3. 委託期間

委託期間は原則として、契約締結日から2020年3月27日までとする。

4. 事業の目的

学校図書館の活用が十分でない学校を含む全ての学校における学校図書館の利活用をより一層広げる観点から、教育委員会等は、以下に掲げる「取組開発型」又は「取組拡充型」のいずれかを事業の目的として選択し、学校図書館ガイドラインを踏まえた学校図書館の活用を通じて、学校における様々な課題の改善に資する取組に関する実践的な調査研究を行う。

(1) 取組開発型

学校図書館の活用が十分でない学校に対して、当該校における学校図書館の活用を促進し、学校図書館の活用を通じた学校の課題の改善に資する取組に関する調査研究を行う。その際、学校図書館の活用が十分でない学校のみで取り組むのではなく、日常的に学校図書館を活用している学校と連携させる取組とすることも可能である。

(2) 取組拡充型

日常的に学校図書館を活用している学校において、学校図書館に関する従前からの取組を更に強化し、他の地域や学校の参考となる先進的な取組に関する調査研究を行う。

5. 事業の内容

上記4. に示す事業の目的のいずれかを選択の上、以下の(1)又は(2)のとおり、学校が抱える課題の改善に資する学校図書館の効果的な活用の在り方に関する実践的な調査研究を行う。

(1) 学校図書館研究指定校事業

① 趣旨

学校図書館の効果的な活用の在り方について、教育委員会等との連携・協力の下で幅広い観点から実践的な調査研究を行う。

② 事業の内容

委託を受ける教育委員会等は、学校図書館研究指定校において、以下の留意点を踏まえた実践的な調査研究を行う。

【留意点】

- 指定校が抱える課題（学校図書館関係の課題（※）のほか、不登校、暴力行為等の学校図書館関係以外の課題を含む。）を踏まえ、当該課題の改善に向けた具体的な目

公募要領より抜粋

標の設定及び実施計画の策定を行うこと。なお、指定校の課題には、学校図書館関係以外の課題を含むことが望ましい。

※ 学校図書館関係の課題の例：

- ・学校図書館図書標準が未達成であること、また、適切な廃棄・更新が行われていないこと。
 - ・主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」の視点からの学び）の実現に加えて、小学校における外国語教育、特別支援教育や外国人児童生徒に対する対応、主権者教育、プログラミング教育、防災教育、国際理解教育の推進など、学校教育への新たなニーズに 応えられる図書館資料となっていないこと。
 - ・学校図書館における新聞配備や新聞を活用した学習が進んでいないこと。
 - ・司書教諭と学校司書の連携・協力が十分でなく、協働して管理運営にあてられていないこと。
- など

- 学校図書館の活用により指定校の課題がどの程度改善したかについて、定量的な成果指標を設定すること。その際、学校図書館関係の指標のほか、指定校の課題に関する指標（学校図書館関係以外のもの）を設定すること。なお、学校図書館関係の指標及び指定校の課題に関する指標のそれぞれについて、複数の指標を設定することが望ましい。
- 成果の検証・評価に当たっては、各成果指標について、取組の実施前と実施後の状況を比較すること。
- 学校図書館ガイドラインを踏まえた取組を進めること。
- 学校司書のモデルカリキュラムの普及・啓発に関する取組が含まれることが望ましい。
- 新聞を活用した取組や、司書教諭と学校司書が連携する取組を含めることが望ましい。
- 設置者の教育委員会等と連携した取組が含まれることが望ましい。
- 教育委員会等において、各指定校に対して指導・助言を行うことができる体制を整備していることが望ましい。

③ 事業の実施方法

i) 学校図書館研究指定校の指定

委託を受けた教育委員会等は、学校図書館に関し実践的な研究を行う小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を学校図書館研究指定校として指定する。

ii) 研究指定校への指導、助言又は援助

委託を受けた教育委員会等は、それぞれ指定を行った指定校に対して、研究の適切な実施のために必要な指導、助言又は援助を行うとともに、研究の成果の普及に努めるものとする。その際、外部有識者、関係機関の代表者等を含めた関係者による事業委員会を設置することが望ましい。

iii) 現状・成果の把握・検証

研究指定校において調査研究を実施した後、本事業の成果については、当該事業

公募要領より抜粋

の目的に応じた、適切な方法により検証・評価を必ず行う。

評価の実施に当たっては、定量的な成果指標を設定する。

成果指標は、学校図書館関係の指標及び指定校の課題に関する指標（学校図書館関係以外のもの）を設定する。なお、指標は複数設定することが望ましい。

また、それぞれの成果指標について、取組の実施前と実施後の状況を比較することにより成果の検証・評価を行う。

iv) 成果の公表・周知

本事業によって得られた成果物（実施報告書や、本事業により作成した副教材・指導資料等）は、報告書の配布やホームページへの掲載等を通じて、広く普及・啓発を図ること。その際、副教材・指導資料等の成果物は、編集可能なデータ形式でホームページに掲載するなど、他の地域や学校において活用しやすいものとなるよう配慮すること。

なお、成果物のホームページへの掲載は、事業完了後、3年間は実施するよう努めること。

(2) 学校図書館総合推進地域事業

① 趣旨

学校、家庭、地域社会が一体となった学校図書館の効果的な活用の在り方について、教育委員会との連携・協力の下で幅広い観点から実践的な調査研究を行う。

② 事業の内容

委託を受けた教育委員会は、学校図書館総合推進地域事業において、学校、家庭、地域社会が一体となった学校図書館の効果的な活用の在り方について、以下の留意点を踏まえた実践的な調査研究を行う。

【留意点】

- 域内の推進協力校が抱える課題（学校図書館関係の課題（※5.（1）②の留意点参照。）のほか、不登校、暴力行為等の学校図書館関係以外の課題を含む。）を踏まえ、当該課題の改善に向けた具体的な目標の設定及び実施計画の策定を行うこと。なお、推進協力校の課題には、学校図書館関係以外の課題を含むことが望ましい。
- 学校図書館の活用により推進協力校の課題がどの程度改善したかについて、定量的な成果指標を設定すること。その際、学校図書館関係の指標のほか、推進協力校の課題に関する指標（学校図書館関係以外のもの）を設定すること。なお、学校図書館関係の指標及び推進協力校の課題に関する指標のそれぞれについて、複数の指標を設定することが望ましい。
- 成果の検証・評価に当たっては、各成果指標について、取組の実施前と実施後の状況を比較すること。

- 学校図書館ガイドラインを踏まえた取組を進めること。
- 学校司書のモデルカリキュラムの普及・啓発に関する取組が含まれることが望ましい。
- 新聞を活用した取組や、司書教諭と学校司書が連携する取組を含めることが望ましい。
- 教育委員会において、各推進協力校に対して指導・助言を行うことができる体制を整備していることが望ましい。

③ 事業の実施方法

i) 学校図書館総合推進地域の指定

委託を受けた教育委員会は、学校図書館の活用に総合的に取り組む地域を学校図書館総合推進地域（以下「推進地域」という。）として指定する。推進地域の範囲は、原則として中学校区程度とする。

ii) 推進協力校の指定

各推進地域内においては、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校の中からあわせて2～3校程度の推進協力校を指定する。推進協力校は、推進協力校間の連携に留意し、関係機関の協力を得つつ、実践的な研究を行う。

iii) 推進地域への指導、助言又は援助

委託を受けた教育委員会は、推進地域に対して、研究の適切な実施のために必要な指導、助言又は援助を行うとともに、域内における研究の成果の普及に努めるものとする。その際、外部有識者、関係機関の代表者等を含めた関係者による事業委員会を設置することが望ましい。

iv) 現状・成果の把握・検証

推進地域において調査研究を実施した後、本事業の成果については、当該事業の目的に応じた、適切な方法により検証・評価を必ず行う。

評価の実施に当たっては、定量的な成果指標を設定する。

成果指標は、学校図書館関係の指標及び推進協力校の課題に関する指標（学校図書館関係以外のもの）を設定する。なお、指標は複数設定することが望ましい。

また、それぞれの成果指標について、取組の実施前と実施後の状況を比較することにより成果の検証・評価を行う。

v) 成果の公表・周知

本事業によって得られた成果物（実施報告書や、本事業により作成した副教材・指導資料等）は、報告書の配布やホームページへの掲載等を通じて、広く普及・啓発を図ること。その際、副教材・指導資料等の成果物は、編集可能なデータ形式でホームページに掲載するなど、他の地域や学校において活用しやすいものとなるよう配慮すること。

なお、成果物のホームページへの掲載は、事業完了後、3年間は実施するよう努め

公募要領より抜粋

ること。